

令和 9 年度重度障害者グループホーム等整備対象事業者の公募について

社会福祉施設等施設整備費国庫補助金を活用し、重度障害者グループホーム等の整備に対して補助を希望する事業者を、次のとおり募集（公募）します。

1 整備についての基本的な考え方

重度障害者が地域で自立した生活を営むための受け皿として、重度障害者の継続的な受け入れを可能とするグループホーム及び生活介護事業所の整備を対象とします。

2 公募内容

(1) 整備場所

住所：千葉市花見川区さつきが丘 2 丁目 2 5 番地 6， 7

面積：合計 2,000 m²

地目：宅地、公園

千葉市の市有地です。当該土地を市から整備法人に貸し付けます。

【貸付料見込】

①非営利法人（社会福祉法人等）の場合

約 1,600,000 円/年

②営利法人の場合

約 4,800,000 円/年

※貸付料はあくまで現時点での見込みです。固定資産税評価額等により変動することがあります。

※貸付料については毎年度算定し、改定されます。

(2) 公募要件

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）に基づく障害福祉サービス事業を実施する法人（当該法人の役員等のうちに暴力団員（暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）に該当がない場合に限る。）であること。（法人設立予定のものを含む。）

イ 千葉市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年 12 月 19 日条例第 68 号）の基準を満たし、その他関連する法令等にも適合している。

ウ 法第 36 条第 3 項に規定する欠格事項に該当しないこと。

エ 納めるべき市税（延滞金を含む。）に未納がないこと。

オ 令和 10 年 4 月 1 日までに事業所指定を受ける事業計画を立てること。

また、不測の事態等により期日まで指定を受けることが困難となった場合は、補助金の交付について、国と協議する必要があります。

カ 上記（１）の整備場所に重度障害者（医療的ケア者又は重症心身障害者のいずれかを指す。）を主たる対象者とする下記（a）及び（b）のいずれも満たす施設の創設を行うこと。

※ 入居者（利用者）は、原則として、法第１９条第１項の規定により本市の支給決定を受けている者とする。なお、入居者（利用者）の決定にあたっては事前に本市と協議すること。

(a) 日中サービス支援型共同生活援助事業所（グループホーム） 定員２０人

・建物１つとする。ただし、各階に入口を設ける等により独立性を確保することで複数住居とすることは可能。

・併設型短期入所を個室で３室以上設置すること。

(b) 生活介護事業所 定員２０人

キ 防火設備の整備徹底のため、スプリンクラー設備を整備すること。

ク 停電等発生時においても医療的ケア者等の支援継続を可能とするため、７２時間以上電源供給が可能な非常用発電設備等を整備すること。

３ 今後のスケジュール（予定）

公募申込みを行った事業者に対しては後日公募の手引き等を送付する予定です。

～令和８年１１月	公募申込書類提出（事業者⇒市）
	※公募要件を満たしているか確認を行います
令和８年１１月中旬	千葉市社会福祉審議会への審査書類作成依頼（市⇒事業者）
令和８年１２月中旬	千葉市社会福祉審議会への審査書類提出（事業者⇒市）
令和９年１～２月	千葉市社会福祉審議会での審査（出席必須）
令和９年 ２月	対象事業者決定
令和９年 ４月	国へ補助金の申請
令和９年 ７月	国補助金の内示⇒入札、工事着手
令和１０年 ２月	建物完成
令和１０年３～４月	開所

４ 公募申込書類

- （１）令和９年度 重度障害者グループホーム等整備補助申込書（様式１）
- （２）法人の概要がわかるもの
- （３）重度障害者グループホーム等に係る整備調査票（様式２）

５ 提出期限

令和８年１１月１６日（月）１７：００【必着】

６ 提出方法

窓口持参もしくは郵送

※ 郵送により提出される場合、封筒に「重度障害者グループホーム等整備補助」と朱記してください。また、期限までに到達しない場合は受理できませんので、余裕をもって発送してください。

7 補助金

(1) 施設整備補助金

施設	補助金の対象となる 事業費の上限額	補助率	補助金の上限額
共同生活援助	117,030 千円	3/4	87,772 千円
生活介護	87,900 千円		65,925 千円
合 計	204,930 千円		153,697 千円

(2) 初期運営費補助金（開所後 3 年間）

区分	補助金の対象となる 事業費の上限額	補助率	補助金の上限額
1 年 目	18,000 千円	3/4	13,500 千円
2 年 目	18,000 千円	1/2	9,000 千円
3 年 目	18,000 千円	1/4	4,500 千円
合 計			27,000 千円

※ 補助金の詳細については下記お問合せ先までお問合せください。

8 留意事項

- (1) 本市における令和 9 年度予算の確保ができなかった場合には、補助金の交付はありませんので、その点にも留意した整備計画をお願いいたします。
- (2) 事業着手は国の補助金内示（例年 7 月頃）を受けて、千葉市が交付決定を行った後となります。
- (3) 補助事業により整備した施設・設備等については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づき処分制限等がかかります。
- (4) 整地費用及び外構工事費等については補助対象外です。
- (5) 当該補助金により整備した事業が廃止や休止となることがないように、必ず経営状況や職員確保の見通しを立てた上でご提出ください。
- (6) 書類等作成にかかる費用は事業者負担となります。なお、提出された書類は返却しません。
- (7) 後日、千葉市社会福祉審議会における審査がありますので、別途審査書類作成を依頼します。なお、審査書類を提出後は、原則図面等の変更はできません。
- (8) 国庫補助協議において不採択となった場合は千葉市の単独補助も行いません。
- (9) 応募受付後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）をご提出ください。
- (10) 千葉市社会福祉審議会による対象事業者の選定後、事業者の申し出により事業を辞退した場合、原則として辞退日から 3 年間、障害福祉サービス課が実施する施設整備に関する公募に応募することはできません。

9 提出先及び問合せ先

〒260-8722

千葉市中央区千葉港 1 - 1

千葉市保健福祉局高齢障害部障害福祉サービス課 施設支援班 岡田

T E L : 043-245-5174

e-mail: shogai.todokede@city.chiba.lg.jp